

岩倉市介護施設等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護施設、地域介護拠点等（以下「介護施設等」という。）の整備及び開設時からの質の高いサービスを提供するための体制整備並びに既存の介護施設の改修等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を推進することを目的に予算の範囲内で交付する岩倉市介護施設等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、次条に規定する施設を本市において設置運営する法人である民間事業者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業 次に定める介護施設等の整備において、開設時（改築による再開設時を含む。）若しくは既存施設の増床又は訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備及びサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員及び事務職員を増やすこと等をいう。）若しくはサテライト型事業所の設置の際に必要な初度経費（設備整備に係る経費、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）に係る経費、職員募集に係る経費、開設のための普及啓発に係る経費等をいう。）とする。

ア 訪問看護ステーション（大規模化又はサテライト型事業所の設置）

イ 定員29人以下の次の施設

- (ア) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
 - (イ) 小規模介護老人保健施設
 - (ウ) 小規模介護医療院
 - (エ) 小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
 - (オ) 認知症高齢者グループホーム

- (カ) 小規模多機能型居宅介護事業所
 - (キ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (ク) 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
 - (ケ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (コ) 都市型軽費老人ホーム（定員20人以下のものに限る。）
 - (サ) 小規模養護老人ホーム（定員29人以下のものに限る。）
 - (シ) 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（設置事業者は特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス及び有料老人ホームの事業者に限る。いずれも定員29人以下の施設を含む。）
- (2) 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援事業 次に定める介護施設等において、施設の一部改修（一定年数（おおむね10年とする。以下同じ。）を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事及び外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事をいう。）又は施設の付帯設備の改造（一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事をいう。）を実施する際に、平成26年9月12日付け厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記2の（29）ロの介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費（介護ロボット・ＩＣＴ以外の設備整備に係る経費、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）に係る経費、職員募集に係る経費、開設のための普及啓発に係る経費等を除く。）とする。

ア 定員30人以上の次の施設

- (ア) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院
- (エ) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

- (オ) 養護老人ホーム
- (カ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
 - イ 前号イに掲げる施設
- (3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 次のア及びイに掲げる事業の区分に応じ、それぞれア及びイに定める経費とする。
 - ア 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業 新型コロナウイルス感染症の二次感染リスクを低減させるため、次に定める介護施設等（イ(ア)から(ウ)までにおいて「特別養護老人ホーム等」という。）において、ウイルスが外に漏れないよう気圧を低くした陰圧室にするための陰圧装置を据えるとともに、簡易的なダクト工事等を行う事業に要する経費
 - (ア) 特別養護老人ホーム
 - (イ) 介護老人保健施設
 - (ウ) 介護医療院
 - (エ) 養護老人ホーム
 - (オ) 軽費老人ホーム
 - (カ) 認知症高齢者グループホーム
 - (キ) 小規模多機能型居宅介護事業所
 - (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (ケ) 有料老人ホーム
 - (コ) サービス付き高齢者向け住宅
 - (ナ) 短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所
 - (シ) 生活支援ハウス
 - イ 介護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業 次の(ア)から(ウ)までに掲げる事業の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める経費
 - (ア) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング 経費支援事業 ユニット型である特別養護老人ホーム等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒、防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事

業に要する経費

- (イ) 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援事業　従来型個室又は多床室である特別養護老人ホーム等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室又は多床室の改修を行う事業に要する経費
 - (ウ) 家族面会室の整備等経費支援事業　特別養護老人ホーム等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業に要する経費
- 2 次の各号のいずれにも該当する場合は、前項第1号中「開設時（改築による再開設時を含む。）」とあるのは、「開設時（改築による再開設時及び災害復旧時（再開設時）を含む。）」とする。この場合においては、新規開設時に同号に規定する事業として補助金の交付を受けている介護施設等であっても、災害復旧時にあたっては、補助の対象とする。
- (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害として指定されている災害により被災した介護施設等であること。
 - (2) 暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により、建物が倒壊、水没その他の全壊、大規模半壊又は半壊（原則として、罹災証明書が交付されるものに限る。）の状態となり、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、市がこれと同程度と認める場合であること。
 - (3) 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備の災害復旧の補助を受けていないこと。ただし、法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能とする。
- (補助対象外経費)

第4条 前条の規定に関わらず、次に掲げる場合は、補助金の対象としないものとする。

- (1) 既に実施している事業である場合

- (2) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事業にあっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる場合
 - (3) 他の公費負担（補助）制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合
- (交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる事業 別表第1の区分欄に定める介護施設等ごとに、補助基準単価欄に定める単価に単位欄に定める数を乗じて得た交付基準額と、対象経費欄に定める実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額の合計額とを比較し、少ない方の額
- (2) 第3条第1項第3号に掲げる事業 別表第2の区分欄に定める事業ごとに、補助基準単価欄に定める単価に単位欄に定める数を乗じて得た交付基準額と、対象経費欄に定める実支出額の合計額とを比較して少ない方の額に、補助率欄に定める補助率を乗じて得た額

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に指示する期日までに介護施設等整備事業費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 申請額算出内訳書（別紙2）
- (3) 収支予算書（別紙3）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業（介護ロボット導入支援事業に限る。）を実施する場合は、介護ロボット導入計画を策定し、市長に提出しなければならない。この場合において、当該計画の策定については、令和2年4月14日付け老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局

高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めたときは、介護施設等整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助金の交付を受ける事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）をする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告をしてその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が300,000円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させことがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は

一社、一社所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- (9) 補助対象事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 補助対象事業者は、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市に納付しなければならない。
- (13) 補助対象事業者が前各号の規定により付された条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させことがある。
- (14) 補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（事業内容の変更等）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、介護施設等整備事業費補助金（変更、中止、廃止）承認申請書（様式第3）に市長が必要と認める書類を添えて提出し、市長の指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに当該補助事業の成果又は結果についての状況を示す介護施設等整備事業費補

助金実績報告書（様式第4。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別紙1）
- (2) 積算額算出内訳書（別紙2）
- (3) 収支決算書（別紙3）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度末のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

3 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業を実施する交付決定事業者は、第1項の実績報告書の提出に併せて、介護ロボット・ICTの導入効果を市長に報告しなければならない。この場合において、当該導入効果の報告については、介護ロボット導入支援事業にあっては令和2年4月14日付け老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を、ICT導入支援事業にあっては同通知の別紙2を準用する。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査を行うことにより、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、介護施設等整備事業費補助金交付額確定通知書（様式第5）により当該交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定事業者は、前条の通知があったときは、介護施設等整備事業費補助金交付請求書（様式第6。以下「請求書」という。）を市長に提出することにより補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、請求書が提出された場合に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業を市長の承認を受けずに変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (5) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (6) 補助事業の支出に係る決算額がその予算額を下回ったとき。
- (7) その他市長が補助金の交付決定の取消しが妥当と認めたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、介護施設等整備事業費補助金返還通知書（様式第7）により期限を定めて当該取消部分に係る補助金の返還を請求することができる。

2 前項の規定により市長が補助金の返還を請求したことにより交付決定事業者が生じた損害等については、市は、一切その責を負わないものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年11月28日から施行し、令和元年10月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月18日から施行し、令和2年10月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1（第5条関係）

区分	補助基準単価	単位	対象経費
1 介護施設等の施設開設準備経費支援事業			介護施設等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費又は委託料。
(1) 訪問看護ステーション（大規模化又はサテライト型事業所の設置）	4,960千円	施設数	ただし、施設開所後に発生する経費（クラウド利用料、リース料、その他保証料等）については、導入時に設備等の経費と併せて支払った場合でも、対象経費として認められない。
(2) 定員29人以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円	定員数	
小規模介護老人保健施設	989千円	定員数	
小規模介護医療院	989千円	定員数	
小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	989千円	定員数	
認知症高齢者グループホーム	989千円	定員数	
小規模多機能型居宅介護事業所	989千円	宿泊定員数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	989千円	宿泊定員数	
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	989千円	定員数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600千円	施設数	
都市型軽費老人ホーム	496千円	定員数	
小規模養護老人ホーム	496千円	定員数	
施設内保育施設	4,960千円	施設数	
2 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援事業			介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う、介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費（令和2年4月1
(1) 定員30人以上の広域型施設等			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円	定員数	
介護老人保健施設	496千円	定員数	
介護医療院	496千円	定員数	

	ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	496千円	定員数	4日老高発0 414第1号・老振発0 414第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する。)
	養護老人ホーム	496千円	定員数	
	介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	496千円	定員数	
(2) 定員29人以下の地域密着型施設等				
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円	定員数	
	小規模介護老人保健施設	496千円	定員数	
	小規模介護医療院	496千円	定員数	
	小規模ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	496千円	定員数	
	認知症高齢者グループホーム	496千円	定員数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	496千円	宿泊定員数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	496千円	宿泊定員数	
	小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	496千円	定員数	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,250千円	施設数	
	都市型軽費老人ホーム	248千円	定員数	
	小規模養護老人ホーム	248千円	定員数	
	施設内保育施設	2,480千円	施設数	

別表第2（第5条関係）

・介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

区分	補助基準単価	単位	対象経費	補助率
1 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	5, 100千円	台数	簡易陰圧装置を設置するため必要な備品購入費、工事費又は工事請負費。 ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2／3
2 介護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
(1) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援事業	1, 180千円	1か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費。	2／3
(2) 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援事業	7, 070千円	1か所	ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2／3
(3) 家族面会室の整備等経費支援事業	4, 130千円	施設・事業所数	2／3	2／3

様式第1（第6条関係）

年　月　日

岩倉市長 殿

申請者 住 所
法人名
氏 名

介護施設等整備事業費補助金交付申請書

年度岩倉市介護施設等整備事業費補助金の交付を受けたいので、
岩倉市介護施設等整備事業費補助金交付要綱第6条に基づき、関係書類を
添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書 別紙1のとおり
- (2) 申請額算出内訳書 別紙2のとおり
- (3) 収支予算書 別紙3のとおり
- (4) 対象経費の実支出（見込）額を明らかにする書類（見積書、契約書、給与台帳等）
- (5) その他参考となる書類

別紙1（様式第1関係）

事業計画書

1 施設の名称及び所在地

2 事業の目的

3 事業の内容

4 施設開設等計画

(1) 施設開設等（予定）年月日

年　　月　　日

(2) 着工等（予定）年月日（当該施設等の開設準備等に必要となる期間の開始日を記載）

年　　月　　日

(3) 完了（予定）年月日（当該施設等の開設準備等に必要となる期間の完了日を記載）

年　　月　　日

別紙2（様式第1関係）

申 請 額 算 出 内 訳 書

1 申請額 _____円

2 各事業における補助金所要額

(1) 別表第1に係る事業

施設等の名称	区分	総事業費 A	対象経費の 実支出(見込)額 B	寄付金その他の収入 A-B	差引額 C	単位 D	補助基準単価 C×D	交付基準額 円	補助金所要額 円
		円	円	円	円			円	円

(注)

- ・区分欄は、岩倉市介護施設等整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表第1の区分欄に定める番号を記載すること。
- ・単位欄は、要綱別表第1の単位欄に定める数を記載すること。
- ・補助基準単価欄は、要綱別表第1に定める補助基準単価を記載すること。
- ・補助金所要額欄は、対象経費の実支出(見込)額欄と差引額欄と交付基準額欄を比較して、一番低い額を記載すること。（千円未満切捨て）

(2) 別表第2に係る事業

施設等の名称	区分	対象経費の 実支出(見込)額 A	単位 B	補助基準単価 A×B	交付基準額	補助率	補助金所要額 円
		円		円	円		円

(注)

- ・区分欄は、要綱別表第2の区分欄に定める番号を記載すること。
- ・単位欄は、要綱別表第2の単位欄に定める数を記載すること。
- ・補助基準単価欄は、要綱別表第2に定める補助基準単価を記載すること。
- ・補助率欄は要綱別表第2に定める補助率を記載すること。
- ・補助金所要額欄は、対象経費の実支出(見込)額欄と交付基準額欄を比較して、低い方の額に補助率欄を乗じて得た額を記載すること。（千円未満切捨て）

別紙3（様式第1関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区分	予算額（円）	積算の内訳
計		

（注）補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支出の部

区分	予算額（円）	積算の内訳
計		

（注）補助対象経費として支出（見込）の科目ごとに記載すること。

様式第2（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

介護施設等整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度岩倉市介護施設等整備事業費補助金については、岩倉市介護施設等整備事業費補助金交付決定通知書
要綱第7条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 交付条件

様式第3（第9条関係）

年　月　日

岩倉市長 殿

申請者 住 所
法人名
氏 名

介護施設等整備事業費補助金（変更、中止、廃止）承認申請書

年　月　日付け　第　号で交付決定のありました　年
度岩倉市介護施設等整備事業費補助金について、岩倉市介護施設等整備事
業費補助金交付要綱第9条に基づき、下記のとおり（変更、中止、廃止）
したいので申請します。

記

- 1 交付決定年月日
- 2 交付決定通知書文書番号
- 3 変更、中止、廃止の理由
- 4 変更、中止、廃止の年月日
- 5 変更、中止、廃止の経費配分等

様式第4（第10条関係）

年　月　日

岩倉市長 殿

申請者 住 所
法人名
氏 名

介護施設等整備事業費補助金実績報告書

年　月　日付け 第　号で交付決定を受けた 年度
岩倉市介護施設等整備事業費補助金に係る事業が完了しましたので、岩倉市介護施設等整備事業費補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書 別紙1のとおり
- (2) 積算額算出内訳書 別紙2のとおり
- (3) 収支決算書 別紙3のとおり
- (4) 対象経費の実支出（見込）額を明らかにする書類（見積書、契約書、給与台帳等）
- (5) その他参考となる書類

（注）（4）、（5）の書類について、既に申請等に添付し提出した書類で変更のない場合は添付不要です。

別紙1（様式第4関係）

事業実績報告書

1 施設の名称及び所在地

2 事業の結果

3 事業の内容

4 施設開設等計画

(1) 施設開設等年月日

年 月 日

(2) 着工等年月日（当該施設等の開設準備等に必要となる期間の開始日を記載）

年 月 日

(3) 完了年月日（当該施設等の開設準備等に必要となる期間の完了日を記載）

年 月 日

別紙2（様式第4関係）

積 算 額 算 出 内 訳 書

1 積算額 _____円

2 各事業における補助金所要額

(1) 別表第1に係る事業

施設等の名称	区分	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他の収入 A-B	差引額 C	単位 D	補助基準単価 C×D	交付基準額 円	補助金所要額 円
		円	円	円	円			円	円

(注)

- ・区分欄は、岩倉市介護施設等整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表第1の区分欄に定める番号を記載すること。
- ・単位欄は、要綱別表第1の単位欄に定める数を記載すること。
- ・補助基準単価欄は、要綱別表第1に定める補助基準単価を記載すること。
- ・補助金所要額欄は、対象経費の実支出額欄と差引額欄と交付基準額欄を比較して、一番低い額を記載すること。（千円未満切捨て）

(2) 別表第2に係る事業

施設等の名称	区分	対象経費の 実支出額 A	単位 B	補助基準単価 A×B	交付基準額 円	補助率 円	補助金所要額 円
		円		円	円		円

(注)

- ・区分欄は、要綱別表第2の区分欄に定める番号を記載すること。
- ・単位欄は、要綱別表第2の単位欄に定める数を記載すること。
- ・補助基準単価欄は、要綱別表第2に定める補助基準単価を記載すること。
- ・補助率欄は要綱別表第2に定める補助率を記載すること。
- ・補助金所要額欄は、対象経費の実支出額欄と交付基準額欄を比較して、低い方の額に補助率欄を乗じて得た額を記載すること。（千円未満切捨て）

別紙3（様式第4関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区分	決算額（円）	積算の内訳
計		

（注）補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支出の部

区分	決算額（円）	積算の内訳
計		

（注）補助対象経費として支出した科目ごとに記載すること。

様式第5（第11条関係）

第 号
年 月

様

岩倉市長 印

介護施設等整備事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度岩倉市介護施設等整備事業費補助金については、岩倉市介護施設等整備事業費補助金交付要綱第11条に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 交付決定年月日

2 交付決定通知書文書番号

3 交付決定金額 金 円

4 補助金所要額

5 交付確定金額 金 円

様式第6（第12条関係）

年　月　日

岩倉市長 殿

申請者 住 所
法人名
氏 名

介護施設等整備事業費補助金交付請求書

年　月　日付け　第　号で確定通知のありました　年度
岩倉市介護施設等整備事業費補助金を交付されるよう、岩倉市介護施設等
整備事業費補助金交付要綱第12条に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額　　金　　円

様式第7（第15条関係）

第 号
年 月

様

岩倉市長 印

介護施設等整備事業費補助金返還通知書

岩倉市介護施設等整備事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり補助金の返還を請求します。

記

1 返還額

2 返還理由

3 返還期日

4 返還方法

5 交付年月日

6 補助年度

7 交付金額